

令和6年度 第1回郡上市住民自治基本条例検証委員会 要録

日 時：令和6年10月17日（木）19時00分～21時00分

場 所：郡上市役所本庁舎 4階 大会議室

出席者：＜委員 8名＞

上村 英二、小椋 和子、西脇 将洋、山田 純子、山中 佐代美、岩見 恒夫、
後藤 正和、日置 次郎

＜アドバイザー＞

中京大学 総合政策学部 教授 今井 良幸

＜事務局＞

河合室長、三島課長、古田

欠 席：中山 紀子、石神 鋏

1. 開 会

2. あいさつ

上村委員長、河合室長よりあいさつ

3. 協議事項

委員①による進行。

（委員①）

協議事項に入らせていただく。資料説明の上、進めていく。

（1）郡上市における審議会などの情報公開、パブリックコメントの状況について

（事務局）

資料に基づき説明。

（委員①）

質問等はないか。

（委員①）

パブリックコメントの期間にルールはあるのか。

（事務局①）

30日程度となっている。短くとも2週間は取っている。

（事務局①）

審議会等に関してはこの資料の通りだが、議会の傍聴が増えてきたことは感じている。一般質問の時にはこれまでも傍聴があったが、それ以外の審議の際にも傍聴の方がいらっしゃっており、変化を感じている。

（委員①）

私も議会には傍聴に行ったが、一般質問の際にはやはり多いと感じた。それに対して審議会等の傍聴は増えていないとも感じる。

（アドバイザー）

資料2の「公募しない理由」の欄に「応募なし」とあるのは項目にあわないため訂正すべきである。また、「公募しない理由」に「専門性が高いため」とある審議会があるが、特に委員の人数が多い審議会では、必ずしも委員全員の専門性が高い必要はなく、一般の方の意見も取り入れるほうがよい。10数人委員がいるのであれば公募委員を入れることも考えられたのではないか。

（委員①）

「個人情報扱うため公開に適さない」とあるが、以前に傍聴へ行った会議では、個

人情報を扱う議題の時だけ外へ出た。そのようなやりかたで公開をしているところもある。

(委員①)

「都市計画審議会」は公募も公開もされているが、個人情報はないのか。

(事務局①)

おそらくだがないと思う。

(委員②)

同じ会議でも告知にばらつきがあるのはなぜか。また、議会の傍聴が増えたということだが、YouTube の視聴回数は増えているか。

(事務局①)

後段についてはそこまで把握しておらず、今お答えができない。

(事務局②)

私が事務局として携わっている八幡地域協議会の場合、全体会議ではなく、いわゆる部会を実施した時が告知なしとなっている。そういった理由以外の会議では、今後も公開を促していく。前年度と比べて公開した会議が増えていることは、働きかけが成果につながっているところと考えている。

(委員②)

公開しない会議でも、何が行われているかわかるように告知だけでもすると良いのではないか。

(委員③)

地域協議会の行っていることを知らない人もいると思うので、公開しないにしても、告知をすると良いと感じる。地域のことを考えている人がいることが伝わり、言いたいことがあれば、その人たちに話をすることもできるのかなと思う。

(委員①)

高鷲地域協議会は、ものすごい回数の会議を開催しているようにみえるが全体会と同じに部会を実施している。全体会を傍聴に来た後、部会も傍聴したという例もある。全体会で部会の報告もあるので、全体会の議事録には部会の内容もある。

(アドバイザー)

資料 2 の 20 番「郡上市子ども・子育て会議」は、会議の公開ができるのに会議結果の公開がないため公開すべきである。また、全体の話であるが、会議結果の公開については、議事録だけ読んでも内容が理解できないため、できる限り会議資料もセットにすべきである。公開したのが議事録だけなのか、会議資料も公開しているのかということがわかるようにするとよい。

(委員①)

資料を公開するのは手間なのか。

(事務局①)

難しくはないが、公開できないものがあった時に黒塗りにするなどの加工は必要になると思われる。

(アドバイザー)

公開してよいか迷うものは出さなくてよいが、なるべく公開を進めていくという視点で言えば出せるものまで出さない理由はなく、出したほうが親切である。この会議で公開してまずいものはないので、どんどん公開してもらったほうがよい。

(委員①)

今のアドバイザーの意見だが、この会議の決定として会議資料までの公開をお願いすることよろしいか。

(全員)

はい。

(委員①)

パブリックコメントについては何か意見はあるか。

(委員①)

多い時だと、10 数件のコメントがあったような気がするが。

(事務局②)

令和元年には、提出された人数が 18 人、件数は 57 件だった。

(委員①)

件数より人数が大事だとは思いますが、他の市町村はどれぐらいか耳にされたことはあるか。

(アドバイザー)

スタートした頃は論文も多くあるが、進捗を検証している論文は少なく、あまり聞かない。

(事務局①)

計画の作り方が変化しており、以前は専門家だけで進めていたが、アンケート等を通じて市民の意見を反映し、最近ではその時点で市民の意見を取り入れるようになった。

(委員①)

総合計画を作るときも、初期のころは事務局がほぼ完成品を作成し、市民が感想を述べる程度だったが、近年はパブリックコメントではないが市民の意見を積極的に求めるように変わってきているように感じる。

(委員①)

ここままで一旦区切りにし、続いて協議事項 2 の郡上市住民自治基本条例の周知について、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

資料に基づき説明。

(委員①)

何か意見等はないか。

(アドバイザー)

平成 30 年度まではパンフレットを作成、昨年度まではオンライン公聴会について検証をしてきたが、それ以外の意見については絞って議論していないように思う。

(委員①)

パンフレットの在庫はあるのか。

(事務局③)

中学生へ配布する分だけを考えるとあと 3 年分ほどある。

(委員①)

アドバイザーが言う通り、アイデアは出ているのでその中から具体的にやれそうなもの、効果がありそうなものを考えるのが大事かと思うが、地域協議会や自治会長も毎年変わると住民自治基本条例を知らない状況ではないかと思う。こういったところへの説明をこまめにやるしかないのかなと思う。

(アドバイザー)

何か検証を続けていくとすれば、1 年に 1 つぐらい何かやってみるのも必要か考える。

(委員①)

例えば、年に一回ぐらいは広報郡上の中で住民自治基本条例の話を載せるということかなことか。

(事務局②)

今お話しがあった広報で住民自治基本条例を市民の皆さんに知っていただくというところから始めていきたい。具体的にいつというところまではまだ申し上げられないが、次の会議の場では報告ができれば良いと考える。

(委員④)

広報で紹介して、少しでも慣れ親しんでもらえるとよい。

(委員⑤)

パブリックコメントの意見 1 件は電子メールで提出とあるが、高齢化が進む中では違った方法もあったほうがよいのではないか。

(事務局①)

電子メール以外でも提出していただけるようになっている。

(事務局③)

この資料の「提出方法」というのは、この1名の方がどういった方法で提出されたかという意味である。

(委員⑤)

パブリックコメントの提出用紙等を庁舎の目立つところに置いてもらえるとよい。

(委員⑥)

各審議会は内容が限定的で興味がある人が少ないのは当然で、そこに傍聴がなかったとしても議会の傍聴が増えているなら前向きに考えて良いと思う。

(委員④)

以前は市長と話す会があったが、できればそういった場を設けていただくと良い。

(事務局①)

以前は「市長と語ろうふれあい懇談会」という毎年一回地域ごとであったが、現在は「タウンミーティング」という形で、小さな単位のグループとお話しする機会を設けている。

(委員④)

グループに属していない人のための場も設けていただけたらと思う。

(事務局①)

出席される方が固定化されてしまったり、一定の役職に出席を依頼しなければ人が集まらないという状態が恒常化したため、グループに分けて意見を伺うという方向に切り替えた。グループに属さない方からのご意見もお電話やお手紙でいただくことができるので、いろいろな媒体を活用いただければと思う。

(アドバイザー)

意見を聞くにあたって対面に代わるものというのは難しいが、パブリックコメントの内容をわかりやすくしたり、目のつくところに置いたり、というような工夫をしていかなければならない。

(事務局①)

計画書等は概要版にするなどわかりやすくし、意見をいただきやすい工夫をこれからも重ねていく。

(委員⑦)

10年関わり続けているが取っつきにくさは変わらないと感じている。住民自治基本条例の策定時にはもっとわかりやすい言葉を使うべきだと主張したが、結果として硬い内容になってしまった。過去に地域協議会へ条例の説明をした際に、「結局今自分たちが地域協議会でやっていること」と言われたことを思い出した。パブリックコメントや委員会の傍聴の重要性を認識しつつも、その理念に基づく活動の検証が欠けているのではないかと振り返っている。もしこれから何か一つやっていくとしたら、誰に何を伝えるかを明確にすると結果がわかりやすいのではないか。現在はSNSやYouTubeなどの魅力的な情報に流れがちで、広報をあまり見なくなっている。ターゲットを明確にして広報を行わないと結果もあやふやになり検証もできないのではないか。

(委員①)

誰に伝えたいというのは確かだと思う。ただみんなに伝えようとするのが果たして効果がある方法かは考える必要がある。とりあえず広報はやってみましょう。

(事務局③)

広報に載せるということは、おそらく全くの無関心層は広報をご覧にならないかもしれないので、ある程度郡上市が今何をやってるのか気にしている方をターゲットとして、そういった方がただ情報を見るだけでなく、例えばパブリックコメントをしてみようとか、ちょっと会議に参加してみようと思える内容を掲載することなら、委員⑦のご意見にも添えるのかなと考える。

(委員⑦)

広報はどのページが読まれているかというデータはあるのか。よく読まれるところに

出してみると良いのではないかと。もっと遊び心があって良いと思う。

(委員①)

そういったこともヒントにして掲載をしていただきたい。

(委員⑥)

AI チャットボットは行政として今後活用するつもりはあるか。

(事務局①)

ホームページに入っている。入ってはいるが、皆さんそうようにご存じない状況はある。

(委員⑥)

それも周知をしたほうが良い。

(委員①)

その他意見がないようなので、協議事項は以上とする。

4. その他 特になし

5. 閉会